

産業廃棄物を排出する事業者の皆さんへ

<北海道より>

1 排出事業者には、自らの責任において 事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理する義務があります。

- 「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物処理法の第3条に定められています（排出事業者責任）。
- 廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合も自治体が許可をした運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。
- 建設工事の場合は、発生する廃棄物の処理責任は元請にあり、排出事業者は元請業者となります。

2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は、 「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。委託する場合には、その廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取り交わすことが法律上必要です。
- また、廃棄物を保管する場合には、廃棄物が飛散したり流出したりして周囲の環境に悪影響を及ぼさないように「保管基準」を守ることが求められています。

3 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際は、 マニフェストを使用して適正処理されたことを確認しなければなりません。

- 排出事業者は、運搬業者及び処分業者から返送されたマニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）を5年間保存する必要があります。ただし、電子マニフェストを使用する場合は、保存が不要です。

排出事業者が責任を問われる場合も…

排出事業者

◇処理業者と適正な内容で委託契約を結んでいなかった
◇マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
◇許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

委託基準違反等

懲役刑
罰金刑

◇委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いていたが、確認せず委託処理を続けた
◇返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
◇マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

注意義務違反

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体から産業廃棄物の撤去命令が出されることがある

「産業廃棄物を排出する事業者の方に」(環境省・公益財団法人廃棄物処理事業振興財団 編集)を加工して作成

なお、北海道循環型社会形成の推進に関する条例では、1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、当該委託に係る処分の実施の状況などを確認し、その結果を記録・保存しなければならないこととされています。

(問い合わせ・連絡先) 裏面をご覧ください

作成：令和4年(2022年)8月 北海道環境生活部循環型社会推進課



不法投棄、野焼きは犯罪です！

不法投棄などの不適正処理を見かけたら、産廃110番へ

廃棄物の不法投棄などを見つけたときは、トラブルが及ばないように、ご自身では対処せずに、以下により速やかにお知らせください。

- 1 **現場の位置を確認してください。**
具体的な区域名、字名、地番等が不明な場合は、主要道路や目標物などの周囲の状況、現場までの経路を確認してください。
- 2 **可能な限り、廃棄物の種類や状況を確認してください。**
- 3 **可能な限り、行為者の特徴（会社名、車のナンバーなど）を確認してください。**

- 4 1～3の**確認した事項を、産廃110番（フリーダイヤル）へ通報してください。**
地域を管轄する振興局、政令市、警察署への通報でもかまいません。
なお、振興局等に連絡がつかないときは、産廃110番のFAX・留守番電話、または、電子メールでお知らせいただくか、警察署に通報してください。

産廃110番（電話：FAX兼用） 0120-53-8124
電子メールアドレス：kansei.junkan1@pref.hokkaido.lg.jp

産業廃棄物に関するご照会は、所管する地区の振興局または政令市にお問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先

【北海道】

問い合わせ先	所在地	電話番号
空知総合振興局（環境生活課）	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0042
石狩振興局（環境生活課）	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	011-204-5823
後志総合振興局（環境生活課）	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局（環境生活課）	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局（環境生活課）	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局（環境生活課）	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局（環境生活課）	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局（環境生活課）	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局（環境生活課）	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局（環境生活課）	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局（環境生活課）	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局（環境生活課）	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局（環境生活課）	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9153
根室振興局（環境生活課）	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6821
環境生活部環境保全局 循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	(産 廃) (不法投棄) 011-204-5199 011-204-5201

【政令市】

問い合わせ先	所在地	電話番号
札幌市 環境局環境事業部 事業廃棄物課	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階	011-211-2927
函館市 環境部 環境対策課	〒040-0022 函館市日乃出町26-2	0138-56-3827
旭川市 環境部 環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46	0166-26-1111 (内線 5218)